

狛江市議会会議規則の一部を改正する規則

狛江市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、</u> <u>出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事</u> <u>由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、 当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため</u>出席できないときは、<u>出産</u> <u>予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14</u> <u>週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過す る日までの範囲内において、その期間を明らかに して、<u>あらかじめ議長に欠席届を提出することが</u> <u>できる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病、出産その他の事故のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日の 開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第88条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、</u> <u>出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事</u> <u>由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、 当日の開議時刻までに委員長に届け出なければなら ない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため</u>出席できないときは、<u>出産</u> <u>予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14</u> <u>週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過す る日までの範囲内において、その期間を明らかに して、<u>あらかじめ委員長に欠席届を提出すること</u> <u>ができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第88条 委員は、<u>疾病、出産その他の事故のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日の 開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第136条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣 旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願 者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願 の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記 載し、代表者が署名又は記名押印をしなければな らない。</p> <p>3 <u>前2項の請願を</u>紹介する議員は、請願書の表紙 に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第136条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣 旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人</u> <u>の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載</u> <u>し、請願者が押印を</u>しなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名 又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。